

我が国と諸外国における Web3・メタバース関連法規制の動向（4）

アジア・Web3/メタバースニュースレター

2024年2月14日号

執筆者:

[稲垣 弘則](mailto:h.inagaki@nishimura.com)h.inagaki@nishimura.com

尹 元

w.yoon@nishimura.com

田中 大二郎

d.tanaka@nishimura.com

東城 聡

sa.tojo@nishimura.com

堤 直久

n.tsutsumi@nishimura.com

I はじめに

近年、欧米諸国と同様、アジア諸国においても Web3・メタバースに関わる法規制の動きが活発化しており、今後の動向が注目されています。アジア諸国の中でも、我が国の政治・経済と関連性の高い韓国、中国に目を移してみると、とりわけ韓国では、民間企業の動きにとどまらず、主要都市自らが Web3 の活用を掲げるような事例も見られることなどからも関心度の高さが窺えます。Web3・メタバースに関心のある日本企業による海外進出等の展開を見据える観点からも、韓国、中国の動向を把握することは有益と考えられますので、シリーズの第 4 弾となる今回は、韓国、中国における Web3・メタバースの法規制動向をご紹介します。

II 韓国

1. 暗号資産規制等

韓国においてトークンを規制する法律は様々なものがありますが、大きく分けて、特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律（以下「**特金法**」といいます。）と、資本市場と金融投資業に関する法律（以下「**資本市場法**」といいます。）があります。

我が国において暗号資産と位置づけられているトークンは、特金法で「仮想資産」と定義されており、同法において、「仮想資産」とは、経済的価値を有するものであり、電子的に取引又は移転され得る電子的証券（それに関する一切の権利を含みます。）を指します。一方、仮想資産に含まないものとして、①貨幣・財貨・用役等に交換できない電子的証券又はその証券に関する情報であって、発行人が用途を制限したもの、②ゲーム物の利用を通じて獲得した有形・無形の結果、③前払電子支払手段及び電子貨幣、④電子登録株式、⑤電子手形、⑥電子船荷証券が規定されています（特金法第 2 条第 3 号）。また、特金法は、仮想資産事業者に対して、顧客情報確認義務、疑わしい取引の報告義務、マネーロンダリング防止体系の構築及び履行義務等の申告義務とマネーロンダリング防止のための措置義務を課しています。

また、トークンが資本市場法上の「証券」に該当する場合には、資本市場法の証券に関する規制を受けます。資本市場法によれば、「証券」とは、内・外国人が発行した金融投資商品であって、投資家が取得と同時に支払った金銭等のほかに、いかなる名目であろうと、追加の支払義務を負担しないものを意味していま

す。韓国においては、これまでに投資契約証券を資本市場法上の証券として規制した事例はなかったため、仮想資産と称するもののうち、投資契約証券と類似した性質を有するものの規制の要否について議論がありました。この点、2022年4月20日、証券先物委員会の決定により、投資契約証券も資本市場法上の証券として規制されることが明示され、また、2023年2月6日、証券型トークン関連ガイドライン¹が発表される等、金融当局は、投資契約証券を規制することについて徐々に積極的な態度を示しています。そのため、仮想資産と称するもののうち、投資契約証券と類似した性質を有するものについては、証券に該当すると判断される可能性が高まっていると考えられます。仮に、当該仮想資産が証券に該当する場合には、資本市場法上、50名以上の者に証券の申込を勧誘しようとする者は、金融委員会に証券申告書を提出しなければならず、金融投資商品の売買、証券の発行・引受等を営業として行う場合には、投資売買業/投資仲介業の認可を受けなければならない等の資本市場法の規制を受けることとなります。

そのほか、トークンが、電子金融取引法に基づく電子貨幣（金融委員会の発行許可が必要）又は前払電子支給手段（発行のために金融委員会への登録が必要）に該当する場合には、仮想資産には該当しない反面、電子金融取引法の規制も受ける可能性があります。

さらに、2023年7月18日、以下の内容を含む仮想資産利用者保護等に関する法律が制定され、2024年7月19日から施行される点は重要です。

- ① 顧客預り金の預かり、信託、分離保管、ハッキング等の事故に備えた保険への加入等、仮想資産の利用者保護のための様々な仮想資産事業者の義務が明示されていること
- ② 未公開重要情報利用行為と相場操縦行為、不正取引行為、特殊関係人発行の仮想資産取引等の不公正取引に対し、資本市場法に準じた規制を行うこと
- ③ 不公正取引行為に対して、強力な制裁規定を設けていること（1～5年以上の懲役、損失額の3～5倍以下の罰金、義務的没収・追徴等の刑事処罰規定、利益額の2倍相当の課徴金等の行政罰規定、民事上集団訴訟の許容等）
- ④ 金融委員会に対して、市場監督と検査権限、処分権限等を付与すること

また、税務の面では、仮想資産取引によって生じた法人の利益は、法人税法の（内国）法人所得に対する課税根拠規定に基づいて課税されます²。

2. NFT

現在、韓国において、NFTに特化した法律は存在しませんが、個別の事案によっては、特金法上の仮想資産に該当すると判断される場合があります。また、韓国の規制機関は、一般的な収集型NFT（collectible NFT）について、決済手段として使用される場合は、特金法上の「仮想資産」に該当し得るという立場をとっています³。なお、現在国会に審議中のデジタル資産関連基本法の一部は、明示的にNFTを規制対象と

¹ 金融委員会は、2023年2月6日、証券型トークン関連ガイドラインを発表しました（いわゆる「STO Guideline」）。当該ガイドラインでは、分散型元帳技術をベースとしてデジタル化された資本市場法上の証券を「トークン証券」と定義しており、これらトークン証券も、証券として資本市場法の規制を受けることを明らかにしています。そのほか、STO Guidelineは、一定の要件を満たした発行者が非定型的証券（投資契約証券、非金銭信託受益証券）を分散型元帳に記載して行う少額発行について、どのような場合に適法なトークン証券の発行/流通となるかの具体的な方向性を示しています。

² 租税関連法令の改正が行われ、個人（居住者）の仮想資産の譲渡・貸与所得が明示的に課税対象として追加されており、その課税の施行日は2025年1月1日とされています。

³ なお、ゲーム物管理委員会等の国内ゲーム関連規制機関は、P2Eゲーム内におけるNFTを射幸性のある景品として捉えており、国内で流通させるための等級分類を拒否する運用を行っています。

しています（特金法上の仮想通貨及び NFT を総称して、「デジタル資産」と命名しています。）。このように、韓国では、NFT に対する規制を強化する動きが見られますので、今後の国会の議論について、注視すべきといえます。

なお、これまで、NFT を利用した部分投資（Fractional Investment）が注目を集めていましたが、金融当局は、2022 年 4 月 28 日、「部分投資等新種証券事業関連ガイドライン」を発表し、新しい技術又は類型を通じた部分投資商品が証券として資本市場法の規制対象に含まれる可能性を示しています。また、脚注 1 の STO Guideline においても、部分投資は投資契約証券等の証券に該当する可能性が十分にあり、資本市場法の規律を受け得ることが明らかにされています。

3. DAO

韓国においては、現在、DAO に特化した法律は存在せず、DAO を規律する特別な法人制度等もありません。ただし、DAO の特性に鑑みれば、民法上の組合（2 人以上が相互出資し、共同事業を営営することを約定することにより成立する契約）又は商法上の匿名組合（当事者の一方たる匿名組合員が、相手方たる営業者のために出資し、相手方はその営業から生じる利益を分配することを約定する契約）として認められる可能性があると考えられています。

4. メタバース

韓国において、現在、メタバースに特化した法律はありませんが、メタバースに係る各種法案が審議されており、それらのメタバースやメタバースに係るコンテンツ産業の振興のための各種支援、メタバース専門人財の養成、ユーザー保護の在り方等の内容は、先進的な議論として注目に値します。

紙幅の関係で概要をご紹介しますにとどまりますが、例えば、報道資料によれば、現在審議されている「メタバース産業振興法案」は、科学技術情報通信部が 2023 年 3 月 2 日に発表した「仮想融合世界（メタバース）生態系活性化のための先制的規制革新方案」における民間中心の「自律規制」、初期段階である産業状況を考慮した「最小規制」、技術・サービスの発展を阻害させないための「先制的規制革新」という三つの基本原則に沿った内容とされています。また、大韓民国国会議案情報システムによれば、「メタバースコンテンツ進行に関する法律案」は、メタバースコンテンツの振興及び活性化に必要な事項を定めることにより、メタバースコンテンツ産業の基盤を造成し、その競争力を強化し、国民生活の向上と国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

従前の法規制との関係では、オンラインサービスを規律している「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」、付加通信サービス提供者を規制する「電気通信事業法」等の既存の規制がメタバースにも適用され得ると考えられています。そのほか、各メタバースのサービス内容次第ではありますが、「電子商取引等における消費者保護に関する法律」、「電子金融取引法」、「特金法」、「商標法」等の様々な規制が適用され得ると考えられています。特に、「ゲーム産業振興に関する法律」に基づくゲーム物規制（P2E ゲーム禁止等）の適用可能性は議論となっており、規制当局も確定的な立場をとっておらず、今後の規制動向には注視が必要です。

Ⅲ 中国

1. 暗号資産規制等

中国においては、現在、我が国において暗号資産に位置づけられるトークンに関して、定義を具体的に定めた法律や行政法規は見当たりません⁴。もっとも、中国人民銀行等は、2021年9月、「仮想通貨取引の登記売買リスクの更なる防止及び処置についての通知」を公表し、ビットコイン、Ethereum、Tether USD等の仮想通貨に関し、投機的な取引が経済や金融の秩序を乱す等と指摘して、下表の詳細のとおり、関連する取引を全面的に禁止すると発表しています。このような通知は、中国法上の規範性文件（普遍的拘束力を有するもの）と考えられており、現在もなお、中国における仮想通貨の取扱いを検討するに当たり参照すべきものです。以下、その内容をご紹介します。

トピック	説明
仮想通貨 ⁵ の性質	<ul style="list-style-type: none">● 当局が発行した通貨ではなく、暗号技術、分散型台帳及び類似の技術を使用しており、デジタル形式で存在すること等を主要な特長としているビットコイン、Ethereum、Tether USD等の仮想通貨は、法的な通貨としての保証・資格を有さず、通貨として市場で流通させることができない
違法な金融活動と認定される行為	<ul style="list-style-type: none">● 法定通貨と仮想通貨を兌換する業務● 仮想通貨間の兌換業務● セントラルカウンターパーティーとして仮想通貨を売買する行為● 仮想通貨取引のための仲介情報及び価格の提供サービス● トークンインシュランスファイナンス及び仮想通貨デリヴァティブ商品取引等の仮想通貨に関連する業務活動● 国外仮想通貨取引所がインターネットを通じて中国国内の住民にサービスを提供する行為
民事法律行為が無効と認定される可能性	いかなる法人、非法人組織及び自然人も、仮想通貨及び関連デリヴァティブ商品に投資し、公序良俗に違反した場合には、関連する民事行為は無効となる
金融機構及び非銀行支払機構への要求	仮想通貨に関連する業務のための次のサービスを提供してはならない <ul style="list-style-type: none">● 金融機構及び非銀行支払機構が、仮想通貨の関連業務の活動資金を移転するための口座開設及び清算決算等のサービスを行うこと● 仮想通貨に関して抵当権・質権を設定する行為

⁴ 民事関係の原則を定めた民法典第127条は、「法律にデータ及びネットワークバーチャル財産の保護について規定がある場合には、その規定に従う」としています。しかしながら、実務上は、経済金融秩序のリスク防止及び安定性保護の観点から、仮想通貨は「データ及びネットワークバーチャル財産」には該当しないと考えられています。

⁵ 同通知において、「虚拟货币」とされており、ここでは暗号資産ではなく仮想通貨の訳語を用いています。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨と関連する保険業務を展開し、又は仮想通貨をもって保険債務を支払う行為
インターネット情報の内容及び接続管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨と関連する活動のためにネットワークの経営場所、商業展示、経営販売宣伝、支払方法等のサービスを提供してはならず、法によらず展開した仮想通貨関連活動のネットページ、移動アプリケーションプログラム、ミニプログラム等のインターネットプログラムは、時機に遅れず閉鎖する
市場主体登記及び広告管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業、個人事業主の名称及び経営範囲において、「仮想通貨」、「仮想資産」、「暗号通貨」、「暗号資産」等の文字及び内容を用いてはならない ● 仮想通貨関連広告に対して監督管理を強化し、関連する違法広告は時機に遅れず調査・処分する

なお、上記のとおり仮想通貨の取引が規制される一方で、2019年12月、中央銀行デジタル通貨（CBD C。いわゆるデジタル人民元）の取引が開始され、早くも2022年8月には、その取引高が1,000億人民元（約2兆500億円）に達したとも報じられるなど、キャッシュレス社会の実現に向けた動きは加速しています。

2. NFT

中国においては、現在、NFTに特化した法律や行政法規は見当たらず、法的な定義は整理されていません。NFTに関する立法については、インターネット協会、証券業協会から次のような提言がなされています。

トピック	説明
イノベーションの支持	<ul style="list-style-type: none"> ● NFTの製品としての価値を十分に確保し、消費者の理性的な消費を誘導し、価格が基本的な価値規律から離れて実体より高くなることを防止する ● サブストリームアイテムの知的財産権を保護し、デジタル文化創造作品の正規版を保護する ● 真実性、確実性、完全性に基づいてNFTに係る製品の情報を開示し、消費者の知的情報権、選択権、公平な取引権を保護する
金融リスクの防止	<ul style="list-style-type: none"> ● NFTサブストリームアイテムにおいて、証券、保険、信用ローン、貴金属等の金融資産を含んではならず、金融商品の発行の形を変えた抜け道を作る行為をしてはならない ● 分割所有権又はBatch Creationの方法を通じることなく、NFTの非同質化の特長を弱めて、通貨発行融資（ICO）展開の抜け道を作る行為をしてはならない ● NFT取引に中央集中取引（集中競売、電子仲立、匿名取引、マー

	<p>ケットメーカー等)、継続的な入札取引、標準化された契約取引等のサービス等を提供して、取引場の設立規定違反の抜け道を作る行為をしてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビットコイン、Ethereum、Tether USD 等の仮想通貨を NFT 発行取引の価格計算及び精算のツールとしてはならない ● 発行、売買、購買主体に対して実名身分確認を行って、顧客の身分資料及び発行取引の記録をよく保管し、積極的にマネーロンダリングを防ぐ業務に協力しなければならない ● 直接間接的に NFT に投資し、又は NFT への投資に融資を提供してはならない
--	---

NFT は、主に美術品、博物館収蔵品等に用いられており、「デジタル収蔵品」とも呼称されています。事業者が、国内のブロックチェーン関連業務の要件を満たしている場合においては、デジタル収蔵品を発行することができます。ただし、上記提言のとおり、金融分野等におけるリスク防止の観点から、「デジタル収蔵品」を発行する各事業者において発行ルールを策定するにあたり、用途は個人の所有目的に限られており、商業活動、投資、転売等に用いてはならないとされているようです。

また、NFT を上記 1.同様に仮想資産と取り扱うべきかについては、法律や行政法規等では明確ではないものの、中国最高人民検察院は、2023 年 5 月 15 日、『デジタル経済の文脈における「NFT」の法的属性とリスクガバナンス』を公表し、「NFT は中国国内で禁止されている仮想通貨の属性を有しており、無秩序な開発は、違法な資金調達、悪意ある投棄その他の複数のリスクを引き起こすおそれがある」との考えを示しました。中国は、NFT においても仮想通貨と同様慎重な姿勢を維持していると考えられます。

3. DAO

中国においては、現在、DAO に特化した法律及び行政法規は見当たらず、現行の法律組織形式（例えばパートナーシップ企業）に基づいて、DAO を監督管理できるかといった議論がなされているにとどまります。そのほかに、業界団体等の参考とすべき議論も特に見当たらない状況です。もとより、前述のとおり、仮想通貨及び NFT 等が厳格な制限を受けているため、DAO に適した発展土壌を有しているとはいえない状況とも思われます。

4. メタバース

現在、中国においては、北京、上海、香港・マカオのグレートベイエリア等の各地方政府が、メタバースに対して明確な発展支持政策を公表しています。2023 年 8 月 16 日には、四川省が、メタバース産業を 2025 年までに約 5 兆円の市場規模に成長させることを目指すと発表しました。同月 29 日、中国の中央レベルにおいても、「メタバース産業イノベーション発展三年行動計画（2023-2025 年）」が公布されました。ただし、これと同時に、「メタバース」を旗印にして違法に資本を収集する等の違法行為が増加していることも問題視されており、中国銀行保険監督管理委員会は、当該金融犯罪に対して明確に注意喚起を行っています。今後メタバースの関連技術及び業界の発展に基づいて、関連する標準体系を構築し、プラットフォームが規定されることが想定されます。

IV おわりに

今回は、韓国と中国における Web3・メタバースの法規制動向をご紹介させていただきました。諸外国と同様、Web3・メタバースに関わる法規制の内容、官民における規制に向けた議論の動向は移り変わりが早いため、韓国や中国におけるビジネス等を検討されるに当たっては、事前に現地法律事務所等に照会するなどして、最新の法規制動向について情報収集することが肝要です。

本稿の執筆に当たっては、韓国について、Lee & Ko 法律事務所 (<https://www.leeko.com/leeko/main.do?lang=KR>) より情報提供を受けています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com